

## <敷地の分割>

被害のあった土地を分割して新しい建築物を建築する場合、分割した一つの土地が135㎡以上であることが必要になります。分割した一つの土地が135㎡未満の時は、補助対象外の土地となりますので、ご注意ください。

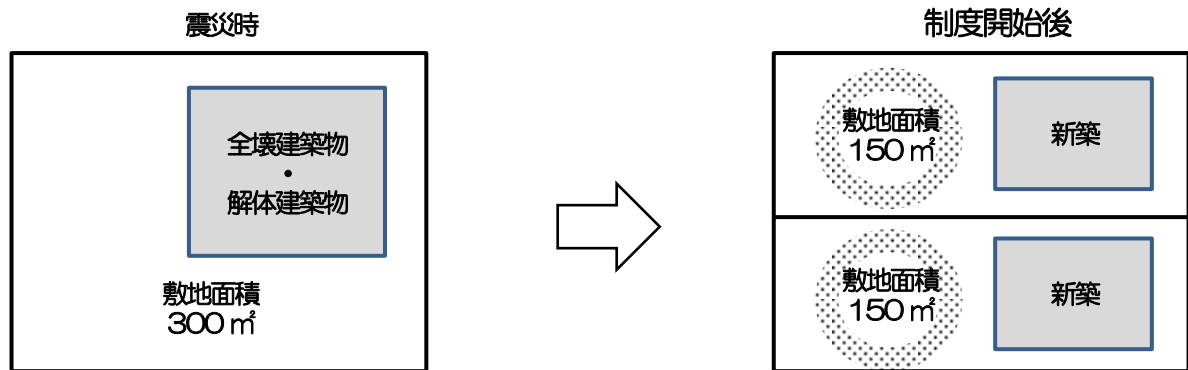
ただし、この制度開始前に分割した土地は最低敷地面積の制限はありません。

具体的な例については、次ページ以降のとおりです。

(例1)

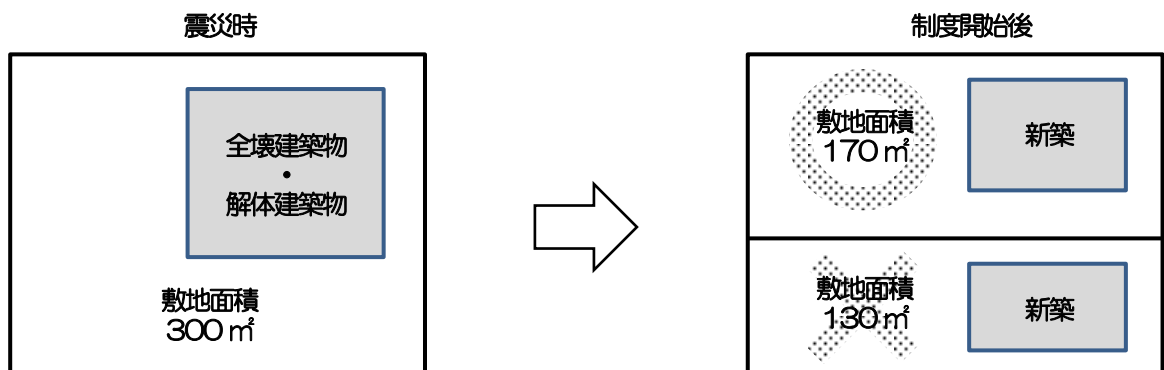
補助対象地（敷地面積 300 m<sup>2</sup>）を制度開始日以降に、2敷地に分割し建築物を新築する場合で、どちらの敷地も敷地面積が135m<sup>2</sup>以上であれば、どちらの敷地も補助対象となります。

(注) 補助対象地の敷地範囲の判断は、全壊建築物若しくは解体建築物の震災以前の土地利用の状況により判断します。(土地の筆の数が複数あっても、全壊建築物若しくは解体建築物の敷地と判断できれば敷地面積に算入されます。)



(例2)

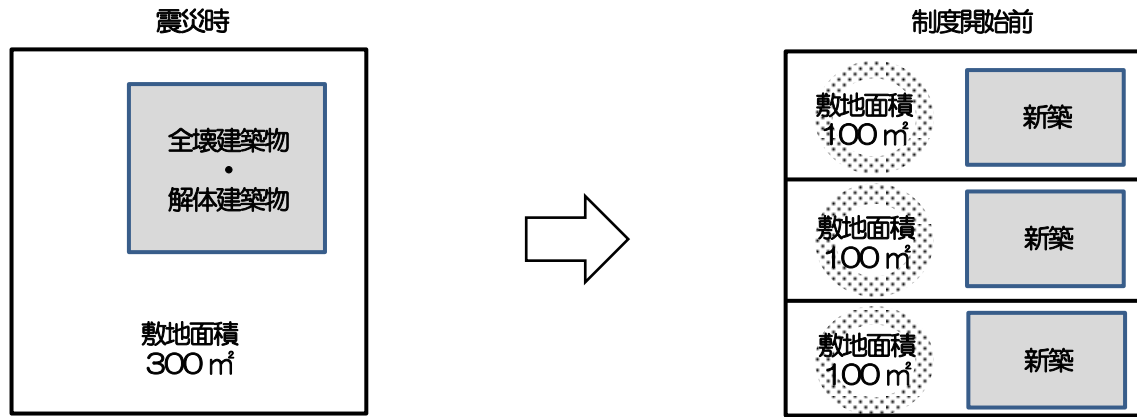
補助対象地（敷地面積 300 m<sup>2</sup>）を制度開始日以降に、2敷地に分割し建築物を新築する場合で一方の敷地面積が135m<sup>2</sup>未満であれば、この敷地は補助対象外となります。



(例3)

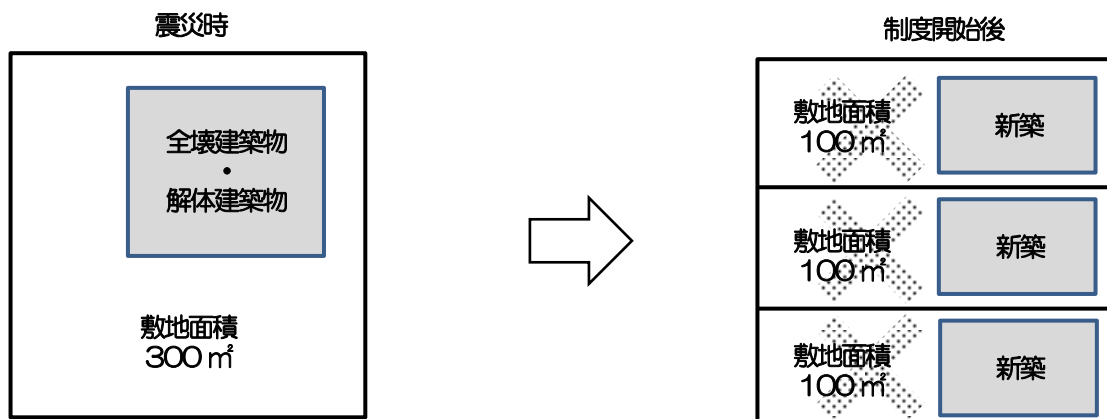
補助対象地（敷地面積 300 m<sup>2</sup>）を制度開始日前に、3敷地に分割し建築物を新築する場合は敷地面積の制限は無く、全ての敷地が補助対象となります。

ただし、制度開始日前に補助対象地を分割したことが分かる書類を提出して頂く必要があります。（例えば、分割した土地の登記事項証明書（全部事項）など）



(例4)

補助対象地（敷地面積 300 m<sup>2</sup>）を制度開始日以降に、3敷地に分割し建築物を新築する場合は、全ての敷地面積が135 m<sup>2</sup>未満のため補助対象外となります。



(例5)

一団の補助対象地（敷地面積  $300\text{ m}^2 + 105\text{ m}^2$ ）を制度開始日以降に、3敷地に分割し建築物を新築する場合は、3敷地の敷地面積がそれぞれ  $135\text{ m}^2$  以上であれば、どの敷地も補助対象となります。

